

「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	下水道事業受益者負担金の徴収	
根拠条例等・条項	堺市都市計画下水道事業受益者負担金条例第 2 条、第 6 条、第 8 条、第 9 条及び第 11 条の 2	
所 管 課	サービス管理部 事業サービス課	
処 分 基 準 ・ 設 定 ・ 設定できない ・ 基準を公開できない 別紙のとおり （処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）		
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・ 聴 聞 ・ 弁 明
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	ただし、行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に規定する「納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の給付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。」に該当するため、手続を省略する。
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項	

(受益者)

第2条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域（以下「排水区域」という。）内に存する土地の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人（次項において2 前項ただし書の規定にかかわらず、地上権者等が土地の所有者と協議して、これらの者の中から当該土地に係る負担金を負担する者を定め、その旨を上下水道事業管理（以下「管理者」という。）に申し出た場合は、管理者は、その者を受益者として定めること3 管理者は、排水区域内における土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地

区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において、必（受益者の負担金の額）

第6条 受益者が負担する負担金の額は、当該負担区の単位負担金額に、当該受益者が第8 条第1項の規定による公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で同項の規定 により公告された区域内のものの面積を乗じて得た額とする。

(賦課対象区域の決定等)

第8条 管理者は、毎年度の当初に、当該年度内に負担金を賦課しようとする区域（以下「賦 課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。

2 賦課対象区域は、前項の規定による公告の日から3年以内に事業を施行する予定の土地（既に事業が施行された土地を含む。）の区域でなければならない。

(負担金の賦課及び徴収)

第9条 管理者は、前条第1項の規定による公告の日現在における当該公告のあった賦課対象 区域内の土地に係る受益者ごとに第6条の規定に基づいて負担金の額を定め、これを賦課するものとする。

2 前項の規定による負担金の賦課は、前条第1項の規定による公告の日の翌日から起算して 3年を経過した日以後においては、することができない。

3 管理者は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく当該負担金の額及び 納付期日等を受益者に通知しなければならない。

4 負担金は、5年に分割して徴収するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。

(1) 負担金の額が6,000円未満であるとき。

(2) 受益者が一括納付を申し出たとき。

(繰上徴収)

第11条の2 管理者は、負担金の額が確定した受益者が次の各号のいずれかに該当するとき は、納期の到来前であっても、その納期限を繰り上げて負担金を徴収することができる。

(1) 国税、地方税その他公課の滞納により滞納処分が開始されたとき。

(2) 強制執行が開始されたとき。

(3) 担保権の実行としての競売が開始されたとき。

(4) 企業担保権の実行手続が開始されたとき。

(5) 破産手続が開始されたとき。

(6) 受益者が死亡した場合において、その相続人が限定承認をしたとき。

(7) 受益者である法人が解散したとき。

(8) 偽りその他不正の行為により負担金を免れ、若しくは免れようとし、又は負担金の還